



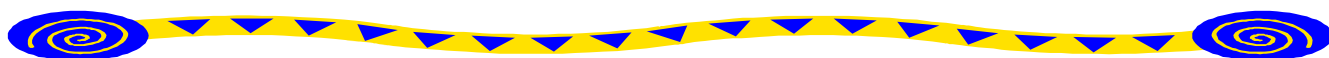
KALS 大学院入試対策講座

専属チューターからのメッセージ

チュートリアル通信

【2016年度】税法科目免除 VOL.11

河合塾 KALS の大学院入試対策講座では、チューター制度を導入しています。チューターは当校の合格者 OB/OG を中心に編成。授業での合格指導のみならず、受講生向け学習ガイドス「サクセスチュートリアル」や個別カウンセリングなどを通じて、受講生からの進路・志望先に関する事、自主学習に関する事など、合格に向けてきめ細かくアドバイスをしています。以下は、税法科目免除・大木チューターからのメッセージです。今後の受験対策のご参考にして下さい！



研究計画書上級編(1)

早い方は、研究計画書の作成も最終稿に近づいている方もいらっしゃると思います。今回と次回の 2 回に分けて、上級編のテクニックをいくつかご紹介したいと思います。

見た目のレベルアップ

研究計画書などは、「見た目が 9 割」という人もいます。見た瞬間に、「これは、よさそうだぞ」と試験官に思わせるものにするため、今回は、見た目のレベルアップを考えてみましょう。

(1) 「見出し」「本文」フォントの使用法を統一する

本文は、明朝体 10.5 ポイント（活字印刷の時の大きさです。）で書きます。一方、見出しは、ゴシックにしたり、下線を入れたりします。いずれの方法でも結構ですので、すべて統一するようにしてください。

(2) MS Word を使う。(タブ、インデントを使う)

研究計画書を作成するときに MS Word をお使いだと思います。ワープロで作っても文字をそろえるためにスペースをいくつも入れていたのではなかなかきれいに揃わないものです。画面の上部にあるルーラーを使った「タブ、インデント」を使って、きれいなレイアウトで作ってください。良く使い方がわからない方は、入学後にも必要な技術ですので、これを機会に勉強してみてください。

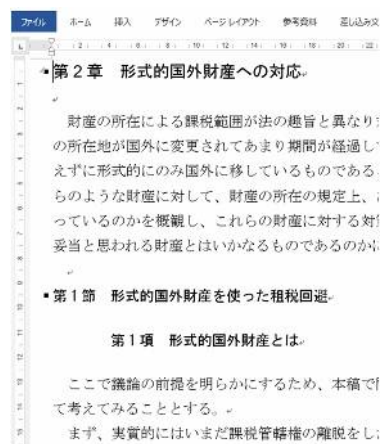
参考： 「やさしいパソコン入門 Word 入門（6）、（7）」

<http://irk.or.jp/kaga/pc/pcindex.html#moku6>

(3) 数字は半角

数字は、一桁は全角、二桁以上は半角が原則です（例：「4 巻 21 号」ちなみに、金子租税法もこれに倣っています。）。しかし、一桁を含めて数字はすべて半角でも構いません（例：「4 巻 21 号」）。大事なことは統一することです。

(5) 「?」「!」などは使わない。



これらの記号は、英語などの外国語からの流用です。正式な日本語では使いません。

言葉の使い分け

法律論文の言葉の使い方の多くは、行政庁で使われる公用文のルールに従っています。また、規定などを文理にそって迷わず解釈ができるのは、似たような用語でも適切に使い分けられているからです。法律の解釈を学ぶ者としては、必須の知識になります。代表的なものをご紹介します。

「時・とき」 「時」は、時間、時刻を表す場合、「とき」は、「…する場合」と言い換えられる場合です。

「者・物・もの」 「者」は、自然人（人間）および法人です。「物」は権利の対象になり「物件」「物品」で置き換えられるものです。「もの」はそれ以外のものです。

「意思・意志」 結論から言うと、法律論文の中では、「意志」が使われることはあまりありませんので、迷ったら「意思」で結構です。「意思」は「考え」とも置き換えられ、中立的で広義の考えです。一方、「意志」は、何かをしたいとか、したくないというような、一定の方向性をもった考えです。

その他にも、「又は・若しくは」、「及び・並びに」、「みなす・推定する」、「直ちに・遅滞なく・すみやかに」など、使い分けを確認しておきたい用語がいくつかあります。詳しくは以下の参考文献などをご確認ください。



参考図書：

林修三『法令用語の常識』（日本評論社，第3版，1975）

『常用漢字表による公用文作成の手引 平成22年改正対応版』（第一法規，2010）

文献収集をレベルアップ

文献収集は、論文を作成する力のもっとも重要な要素の一つですので、何度か、ご紹介しました（例えば、CiNi や LEX/DB を使って探すなど）。十分な、参考文献が集まったら次には、その文献の質がポイントになります。参考文献に入っていると、「やるな」と思われる文献があります。これも、上級編ですので、余裕があれば、検討してください。

●参考文献リスト

1. 「租税百選」および金子『租税法』

いまさらですが、この2つは必ずチェックしてください。百選（別冊ジュリスト租税判例百選〔第5版〕）を書く人は、その判決についての専門的な知見のある方であることが一般的です。また、租税法の「歩く通説」ともいえる金子宏先生の最重要著書の一つがテキストとして使っている金子『租税法』です。従って、それ自体も重要ですが、それらの中や参考文献にあげられている文献もとても重要です。漏れているものがないかチェックしてください。

2. 「税大論叢」<https://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronso.htm>

税務大学校では、その研究成果を「税大論叢」と「税大ジャーナル」として発表しており、ともに国税庁のホームページから PDF で取得できます。特に、前者は、国税庁内でその分野の執筆者としてふさわしい

と認められている税務大学校の研究者があたり、論文も100頁程度の大作となっています。特に、文献リストについては、そのテーマに関するもので、国内で取得可能なものはすべて収集することが原則となっているようです。

●参考文献

1. 論文集

同じ論文でも、複数の学者がお世話になった先生や学会のために書き起こした論文を集めた論文集は、超一級の論文と呼んで差し支えありません。大先生（師匠）などのために、弟子が集まって作った、「…先生記念論文集」（例、村井正先生喜寿記念論文集『租税の複合法的構成』（清文社、2012））や、大先生が編者として、テーマを与えて弟子たちに論文を書かせる形式（例、金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣、2007））などがあります。

2. コンメンタール

条文の逐条解説といわれるのが、コンメンタールです。これが入っていると、規定の解釈、立法の趣旨などを見ようとしている意志を感じます。争点となる規定はコンメンタールで立法の経緯をしっかりと調べましょう。

3. 「判解」

判例についての解説である「判批」（判例解説、判例批評）の中でも、特に最高裁判決について担当した調査官の解説（ジュリスト、法曹時報、最高裁判所判例解説に掲載）については特別に「判解」と表記することとなっています。これは、直接、当該裁判の調査に当たった最高裁判所調査官の解説であり、私見とはいいながらも裁判官たちが判決に至る過程で検討したことが詳しく書いているとても重要な資料だからです。もし、研究対象としている判例に「判解」があれば、それを参考資料としてアピールしてください。

終わりに:ホタル

6月から7月にはホタルが最盛期を迎えます。田舎で毎年夏休みを過ごした私は、この時期にたくさんのホタルを見た記憶があります。最近では、都内でも多くの場所で見ることができます。受験生の時は直前期にあたるこの時期にホタルを見に行く精神的余裕もなく、「合格したら蛍を見に行くぞ」というのを励みにしていましたが、ずいぶん長い間、見に行くことができませんでした(^^;。ようやく受験が終わった年に念願の蛍狩りにホタルで有名な群馬県の箱島湧水に行ってきました。それ以来、この時期にホタルを見に行くのが受験生時代を思い出します。

